

運 送 約 款

西日本空輸株式会社

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 1. 西日本空輸株式会社(以下会社と称します)の航空機による旅客、手荷物及び貨物の航空運送は、この約款に基づいて行います。
2. 会社は旅客、荷送人又は貸切飛行の借主の申出により、この運送約款の一部の規定について特約を結ぶことがあります。この場合においては、前項の規定にかかわらず、この特約事項を適用します。

(搭乗券・手荷物切符及び貨物運送状の発行所)

第2条 搭乗券、手荷物切符及び貨物運送状は、会社の事業所において発行します。但し、貸切飛行については、借主との個々の契約をもって、これにかえることがあります。

(運賃・料金)

第3条 旅客・手荷物及び貨物の運賃ならびに諸料金は、別に定めるところによります。

(運航上の変更)

第4条 会社は法律・命令もしくは規則などの執行・官公署の命令・機材に潜在する瑕疵・悪天候その他の不可抗力・争議行為・動乱及び戦争その他航空保安上やむを得ない事由により、航空機の経路・発着日時及び発着飛行場の変更・運航の全部又は一部の中止、乗客の制限・手荷物もしくは貨物の全部または一部の積卸しをすることがあります。

会社は前項の場合に生じた一切の損害を賠償する責を負いません。

(発着時変更の揭示及び連絡)

第5条 会社は悪天候・航空機の故障または会社の都合により発着日時を変更するときは、直ちにその旨を会社の事業所に揭示し、お客様へ連絡致します。

(責 任)

第6条 会社は航空機搭乗中または乗降中の旅客の死亡または傷害ならびに積載、積卸し中の貨物・手荷物に生じた損害に対して賠償の責を負います。但し自己またはその使用人の故意または過失がなかったことを証明した場合を除きます。

(係員の指示)

第7条 旅客・荷送人及び荷受人は搭乗・降機・積卸し及びその他飛行場内または飛行中の行動で、運航に関する一切の事項に関しては、すべて係員の指示に従わなければなりません。

(賠 償 金)

第8条 旅客・荷送人または荷受人の故意または過失により会社が損害を受けた場合は、その損害相当額の賠償金を申し受けます。

(管轄裁判所)

第9条 この約款による運送契約の成立効力及び解釈は、日本の法律に準拠し、これに關して生ずる一切の訴訟は会社の本店所在地の裁判所の管轄といたします。

(利用者の同意)

第10条 1. 旅客・荷送人・または荷受人はこの約款を承認し、かつこれに同意したものといたします。
2. 会社は本運送約款を変更できるものとし、変更をする際は事前に、ホームページ等に揭示することにより変更内容を告示するものとします。

第2章 旅 客

(搭乗券の発行と効力)

第11条 会社は所定の運賃を申し受けて、搭乗券を発行します。搭乗券は記名式とし第3者に譲渡することはできません。搭乗券は券面に記載された事項のとおり使用されなければ無効となります。

搭乗券を不正に利用した場合は、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

(有効期間)

第12条 搭乗券で日時の指定のないものの有効期間は発効日から30日とします。

(搭乗日時)

第13条 航空機に搭乗するには日時の指定を必要とします。日時の指定を受けようとするときは、会社の事業所において搭乗券を購入し、または表示することを必要とします。

(有効期間の延長)

第14条 旅客が病気または身体障害その他やむを得ない場合で、会社が妥当と認めたときは搭乗券の有効期間を延長することができます。

(再発行)

第15条 旅客が搭乗券を紛失した場合において、会社がその事実を認めたときは、その搭乗券を無効とし、あらためて搭乗券再発行の手続きをいたします。

(集合時刻)

第16条 旅客は会社の指定する時刻までに、飛行場その他指定の場所に到着しなければなりません。旅客が指定の時刻までに到着しない場合は、搭乗できないことがあります。またそのために航空機の出発を延期することはできません。

(会社の都合による払戻し)

第17条 会社は第4条の事由または会社の都合により運送契約の全部または一部の履行ができなくなった場合は、未飛行部分に相当する運賃を払戻しいたします。この場合会社は旅客の請求により払戻しに代えて搭乗日もしくは経路の変更または有効期間の延長など、できる限りの便宜を計ります。

(旅客の都合による払戻し)

第18条 旅客の都合により運送契約を取消す場合の払戻しは次の取扱いによります。
(1) 搭乗日時の指定を受けていないで取消す場合は、搭乗券の有効期間内に限り、収受した運賃の9割

(2) 会社が指定時刻の24時間前までに取消しの通知を受けた場合は、収受した運賃の7割

(3) 会社が指定時刻の6時間前までに取消しの通知を受けた場合は、収受した運賃の5割

(4) その他の場合は取消しの有無にかかわらず運賃の払戻しはいたしません。

(払戻しの方法)

第19条 旅客運賃の払戻しは搭乗券と引換えにいたします。運賃払戻しの請求はその事由発生の日から15日以内に限りです。

(不正搭乗)

第20条 次に掲げる場合は不正搭乗として、運賃の倍額を申受けます。

- (1) 会社係員の承諾を得ず搭乗券を持たず搭乗したとき
- (2) 無効搭乗券で搭乗したとき
- (3) 搭乗券の提示を拒み、またはその取集めの際にその引渡しをしないとき。

(搭乗制限)

第21条 次の各号に該当する者は特に会社の同意を得た場合のほか搭乗することはできません。

- (1) 精神病者・伝染病患者・薬品中毒者・泥酔者
- (2) 付添人のない傷病者または3才未満の小児
- (3) 武器(職務上携帯するものを除く)・火薬・爆発物・他に腐蝕を及ぼすような物品・引火しやすい物品・その他航空機旅客または搭乗物に危険を及ぼすおそれがある品の携帯者。
- (4) 旅客に迷惑を与えるような物品・その他航空運送に不適当な物品または動物の携帯者。
- (5) 機内で紙巻きたばこ、電子たばこ、加熱式たばこその他の喫煙器具を使用する者。
- (6) その他航空保安上又は一般旅客に不快、不便又は危険を与えるおそれがある者。

第3章 手 荷 物

(手荷物の意義)

第22条 会社が手荷物として取扱う物品は身廻品を含む旅行に必要な物品をいい、会社受託手荷物と旅客持込手荷物とに区別します。会社受託手荷物には手荷物合符をつけ、手荷物引換証を渡します。旅客持込手荷物は会社が認めたものに限りです。

(内容の明示)

第23条 旅客が手荷物を持込みまたはその運送を委託するには、搭乗券を提示するとともに手荷物の品名・種類・個数及び性質を申出ていただきます。但し手荷物は旅客1人につき3個以内に限りです。

(手荷物の無料扱い)

第24条 手荷物は会社受託・旅客持込みの手荷物を合計して旅客1人につき5キログラムまでを無料扱いといたします。但し運賃を支払わない3才未満の小児には手荷物の無料扱いをいたしません。

(超過手荷物)

第25条 前条に定める重量を超過する手荷物については、その超過する部分に対して別に定める超過手荷物料金を申受け、超過手荷物切符を発行します。

(払 戻 し)

第26条 超過手荷物料金の払戻しは第19条に定めるところに準じて取扱います。

(手荷物引受けの制限)

第27条 次の各号に該当する物品は、とくに会社が承諾した場合を除き手荷物として取扱いません。

- (1) 航空機の人員また搭載物に、危険または迷惑を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 武器・火薬・爆発物・発火または引火しやすいもの
- (3) 腐蝕性薬品ならびに適当な容器に入れない液体
- (4) 航空運送に不適当な動物
- (5) 死 体
- (6) 白金・金及びその他の貴金属・貨幣・銀行券・有価証券・印紙類・宝石類・美術品・骨董品・その他の高価品
- (7) 法令または官公署の命令によって移動を禁止されたもの
- (8) 70センチ立方、重量15キログラムをこえるもの
- (9) その他公安上、航空運送上不適当と判断するもの

(手荷物運送の時期)

第28条 手荷物はその旅客が搭乗する航空機で運送いたしますが、搭載量の関係その他やむを得ない事由があるときはこの限りではありません。

(手荷物の引渡し)

第29条 受託手荷物は手荷物引換証と引換に引渡しをいたします。

(手荷物引換証の紛失)

第30条 旅客が手荷物引換証を紛失したときは、会社が手荷物の正当取引人であることを認めた場合に限り引渡しをいたします。

(手荷物の点検処分)

第31条 手荷物について会社が必要と認めた場合は、本人または第三者の立会いを求めてその点検をすることがあります。会社は前項の点検の結果必要な処分をすることがあります。

(引渡し不能手荷物の処分)

第32条 前条第2項による点検の結果または手荷物引取人の居所不明もしくは到着後一週間を経過しても引取りがない場合は、供託その他適当な処分をすることがあります。この場合における損害及び費用はすべて旅客の負担とします。

(手荷物に対する免責)

第33条 会社は次に掲げる事由によって生じた手荷物の延着・滅失・毀損その他一切の損害に対して責任を負いません。

- (1) 第4条に掲げる事由
- (2) 手荷物の変質・消耗または瑕疵
- (3) 荷造の不完全・包装の破損・荷札の不備その他旅客の過失・怠慢
- (4) 汚損・他物との接触その他機内において発生しやすい事故
- (5) 降雨・降雪・強風その他悪天候の際の積卸しで会社の不注意によらないで損害が生じた場合
- (6) 第23条に定められた旅客の申告が虚偽であった場合

(事故手荷物に対する損害賠償請求)

第34条 旅客が手荷物について損害を発見した場合は、その手荷物受取りの日から14日以内に、また延着もしくは未着の場合は、旅客がその手荷物を受取る筈であった日から14日以内に、会社の事務所に文書を以て請求しなければ会社はその損害を賠償する責を負いません。

第4章 貨物

(申込み)

第35条 貨物運送の申込みの際には、搭載日時の指定を必要といたします。日時の指定は会社の事業所で受付けます。但し搭載その他の都合により御希望にそいかねることがあります。貨物の会社への引渡しは会社の事業所または会社の指定する場所で行なうていただきます。

(貨物の制限)

第36条 貨物として引受けできる物品1個の容積・重量は別に定めるところによります。

(貨物の重量または容積の計算)

第37条 貨物の重量は包装を含めたもので受託の際に会社が計量します。貨物の容積計算は巾・厚さ及び長さの各辺ともその最長部分によります。

(一口の定義)

第38条 一口の貨物とは荷送人・荷受人・発着飛行場・託送のときの扱種別及び運賃・料金の支払方法が同じであって、一通の運送状に包含されるものをいいます。

(貨物の受託)

第39条 荷送人が貨物の運送を委託するときは、貨物一口ごとに次の事項を明記した貨物運送状を提示していただきます。

- (1) 品名・重量・荷姿・容積・荷印記号及び個数
- (2) 価格
- (3) 荷送人の住所・氏名または商号
- (4) 荷受人の住所・氏名または商号
- (5) 発送地
- (6) 到着地
- (7) 運賃・料金の支払方法
- (8) 会社への引渡し年月日
- (9) その他特別の取扱いを要するものはその希望条件

(貨物運賃)

第40条 貨物運賃は別に定めるところによります。

(諸料金)

第41条 会社は荷送人または荷受人の請求により、別に定める料金を申し受けて、集荷または配達取扱いをすることがあります。

(運賃申受けの時期)

第42条 貨物の運賃・料金は貨物引受けの際、荷送人から申受けます。但しとくに会社が承諾した場合はこの限りではありません。

(貨物の内容についての責任)

第43条 運送状に記載された貨物の個数・荷姿・重量を除いて貨物の内容に関して運送状と現品との相違があった場合でも、会社はその責を負いません。

(貨物の点検)

第44条 会社は荷送人の申告事項について、または第45条に定める物品でないことを確認する必要がありますと認めるときは、荷送人または第三者の立会いを求めて貨物を点検することがあります。

第45条第1項第4号及び第5号の危険品を収納している疑いがあるときは、会社は前項の規定にかかわらず、当該貨物の内容の点検・中途積卸・運送の中止をすることがあります。

(貨物引受けの制限)

第45条 会社が特に承諾した場合を除き、次に掲げる貨物は引受けをいたしません。

- (1) 包装・荷造りの不完全なもの・破損しやすいもの・腐敗変質しやすいもの・または臭気を発するもの・不潔なもの・その他乗客に不快の念を与え、または他の物品を損傷するおそれがあるもの。
- (2) 人員または搭載物件もしくは機体に害を及ぼすと認められたもの。
- (3) 内容の申告が虚偽と認められるもの。
- (4) 腐蝕性薬剤類・武器・火薬・弾薬類・爆発性物品・圧縮ガス
- (5) 可燃性物品(引火点華氏80度以下のもの・セルロイドを含む)
- (6) 死体
- (7) 動物
- (8) 法令または官公署の命令によって移動を禁止されているもの
- (9) その他公安上・航空運送上不相当と会社が判断するもの

(荷受人への通知)

第46条 会社は予め荷送人よりの申し出がない場合、荷受人に到着通知を行わない場合があります。

前項の到着通知に要した費用は申し受けることがあります。

会社は、通知の不受領あるいは受領遅延に対する責任を負いません。

(貨物の引渡し)

第47条 貨物の引渡しは貨物運送状に記載の荷受人が同運送状に受領の捺印または自署したときを以て完了します。但し荷受人が支払うべき運賃・料金及びその他の費用を支払わない場合は、引渡しを拒絶することがあります。

(正当荷受人)

第48条 到着貨物引渡しに当たって、正当な荷受人であることを証明するもの呈示を求めます。引渡し後、正当な荷受人でないことより、正当な荷受人に生じた損害について会社に過失がないときは、会社はその責を負いません。

(引渡し不能貨物の処分)

第49条 1. 会社は荷受人を確認することができない場合又は荷受人が貨物の引取りを怠りもしくは拒んだ場合で、荷送人に通知してもその指図がないとき、またはその貨物が損取し易いもので荷送人の指図を受けることができないときは、会社はその貨物を廃棄・供託または競売をすることがあります。
2. 前項により会社が、引渡し不能貨物の処分をしたときは、荷送人にその旨を通知するか、その処分により生じた損害については、その責任を負いません。
3. 会社が引渡し不能貨物の処分に要した費用または未払い運賃があるときは、すべて荷送人または荷受人の負担とし、貨物の競売価格がその運賃及び料金・その他の費用を補うに足りない場合は、荷送人または荷受人は会社に対し、その全額または不足額の支払いに関して、その責を負います。
4. 貨物の競売価格から運賃及び料金その他の費用を控除して残額がある場合は、その残額を荷送人にお渡しいたします。但し荷送人に渡すことができない場合はこれを供託します。

(貴重品扱い)

第50条 次の各号に掲げる物品は、貴重品取扱い貨物として引受けます。

- (1) 通貨(紙幣・硬貨または銀行券)
 - (2) 未使用収入印紙及び未使用郵便切手
 - (3) 公正証書・公債社債債券・その他の有価証券
 - (4) 白金・金塊・銀塊・金貨・銀貨・銀粉・その他の貴金属及びこれらの製品
 - (5) イリジウム・タングステン・その他の稀金属及びこれらの製品
 - (6) 金剛石・紅玉・緑碧石・真珠・琥珀その他の宝石及びこれらの製品
 - (7) 美術品または骨董品
 - (8) その他荷送人において貴重品と指定した物品。
- 前項の貴重品扱い貨物は別に定める料金を申し受けます。

(搭載指定日時等の変更)

第51条 荷送人の都合により搭載指定日時・荷受人到着地・その他を変更しようとするときは、会社の業務に支障のない場合に限り変更することができます。

(会社の都合による払戻し)

第52条 第4条の事由または会社の都合により運送契約の全部または一部の履行ができなくなった場合は、会社は荷送人の請求により未飛行部分に相当する運賃の払戻しをいたします。

(荷送人の都合による払戻し)

第53条 荷送人が、その都合により運送契約を取消す場合は、次の区分に従って運賃及び料金の払戻しをいたします。

- (1) 搭載指定日時の24時間前までに取消しの通知を受けた場合は、運賃及び料金の7割
- (2) 搭載指定日時の6時間前までに取消しの通知を受けた場合は、運賃及び料金の5割
- (3) その他の場合はいかなる事由があっても運賃及び料金の払戻しはいたしません。

(払戻し)

第54条 貨物の運賃及び料金の払戻しは、第19条に定めるところに準じて取扱います。

(免責)

第55条 会社は次に掲げる事由によって生じた貨物の延着・滅失・損傷その他一切の損害に対して、その責を負いません。

- (1) 第4条に掲げる事由
- (2) 貨物の変質・消耗または瑕疵
- (3) 荷造りの不完全・包装の破損・荷札の不備・表示事項の不完全間違い・その他委託者の故意・過失または怠慢によるもの
- (4) 汚損・鉤穴または他物との接触・その他航空機内において発生しやすい事故
- (5) 降雨・降雪・強風・その他悪天候の際に積卸しで会社の不注意によらないで損害を生じた場合
- (6) 第50条に定められた荷送人の申告が虚偽であった場合

(事故貨物に対する損害賠償)

第56条 荷受人が貨物について損害を発見し、損害賠償の請求をなすには、貨物引渡しの日から14日以内、延着の場合はその貨物到着の日から14日以内に、未着の場合は荷送人または荷受人がその事実を知り、もしくはその事実を知ることができる筈であった日から14日以内に、会社の事務所に文書を以て損害賠償の請求をしなければなりません。前項の期間内に請求がない場合、いかなる事由があっても会社は損害賠償の責を負いません。

(短期効力)

第57条 貨物に関する損害賠償請求の訴訟は、貨物の引渡地到着の日もしくは到着したと推定される日から1年を経過した時は、いかなる事情や理由があっても提起することはできません。

(官公署の手続き)

第58条 貨物に関する官公署の手続きは、荷送人または荷受人の責任としその損害及び費用はすべて負担していただきます。